

事業契約書(案)別紙 新旧対照表

No	別紙 番号	頁	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	旧	新
1	5	57	3	(1)				<p>維持管理費、運営費及びその他の費用</p> <p>(1)維持管理費、運営費及びその他の費用 ・維持管理及び運営業務のサービスの対価のうち、維持管理費、運営費及びその他の費用(公租公課及び開業準備費を除く。)については、事業契約書等に基づいて決定される金額を基に改定率を勘案して改定するものとする。 ・改定方法については、次項表2「維持管理費、運営費及びその他の費用の改定に用いる指標」を用い、前回改定年(初回の改定時に対しては令和4年9月から令和5年8月まで)の指数の平均値と比較して3ポイントを超える差が生じた場合又は初回若しくは前回改定時から累積で3ポイントを超える差が生じた場合に、次年度分以降のサービスの対価の改定を行う。 (中略) ・各年度分の維持管理費、運営費及びその他の費用の改定は、次式によって表されるものとする。</p> <p>&lt;過去に一度も改定していない場合(初回の改定)&gt;  <math display="block">P_n = P_5 \times (\text{CSPI}(n-1) / \text{CSPI5})</math>                     &lt;過去に改定したことがある場合(2回目以降の改定)&gt;  <math display="block">P_n = P_r \times (\text{CSPI}(n-1) / \text{CSPIr})</math>                     ・上記の改定方法により算定する維持管理費、運営費及びその他の費用に当該費用に係る消費税等相当額を加算した額を支払う。</p>	<p>(1)維持管理費及び運営費 ・維持管理及び運営業務のサービスの対価のうち、維持管理費及び運営費については、事業契約書等に基づいて決定される金額を基に改定率を勘案して改定するものとする。</p> <p>・改定方法については、次項表2「維持管理費及び運営費の改定に用いる指標」を用い、前回改定年(初回の改定時に対しては令和4年1月から令和4年12月まで)の指数の平均値と比較して3ポイントを超える差が生じた場合又は初回若しくは前回改定時から累積で3ポイントを超える差が生じた場合に、次年度分以降のサービスの対価の改定を行う。 (中略) ・各年度分の維持管理費及び運営費の改定は、次式によって表されるものとする。</p> <p>&lt;過去に一度も改定していない場合(初回の改定)&gt;  <math display="block">P_n = P_5 \times (\text{GSPI}(n-1) / \text{GSPI4})</math>                     &lt;過去に改定したことがある場合(2回目以降の改定)&gt;  <math display="block">P_n = P_r \times (\text{GSPI}(n-1) / \text{GSPIr})</math>                     ・上記の改定方法により算定する維持管理費及び運営費に当該費用に係る消費税等相当額を加算した額を支払う。</p>	
2	5	58	3	(1)				<p>維持管理費、運営費及びその他の費用(表1)</p> <p>表1 維持管理費、運営費及びその他の費用の改定に用いる凡例</p> <p>CSPI5 令和4年9月から令和5年8月までの企業向けサービス価格指数(Corporate Service Price Index)の年間平均値(確定値)</p> <p>※ 改定率(CSPI(n-1)/CSPI5又はCSPI(n-1)/CSPIr)に小数点以下第3位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p>	<p>表1 維持管理費及び運営費の改定に用いる凡例</p> <p>CSPI4 令和4年1月から令和4年12月までの企業向けサービス価格指数(Corporate Service Price Index)の年間平均値(確定値)</p> <p>※ 改定率(CSPI(n-1)/CSPI4又はCSPI(n-1)/CSPIr)に小数点以下第3位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p>	

No	別紙 番号	頁	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	旧	新
3	5	58	3	(1)				維持管理費、運営費及びその他の費用(表2)	表2 維持管理費、運営費及びその他の費用の改定に用いる指標 その他の費用 消費税を除く企業向けサービス価格指数「 <u>その他の諸サービス</u> 」(日本銀行調査統計局)	表2 維持管理費及び運営費の改定に用いる指標 (削除)
4	5	59	3	(2)				光熱水費 ・改定方法については、下表4「光熱水費の改定に用いる指標」を用い、前回改定年(初回の改定時に対しては、令和4年9月から令和5年8月まで)の指数の平均値と比較して3ポイントを超える差が生じた場合又は初回若しくは前回改定時から累積で3ポイントを超える差が生じた場合に、次年度分以降のサービスの対価の改定を行う。 (中略) ・各年度分の光熱水費の改定は、次式によって表されるものとし、支払い時期については、別紙4表4によるものとする。  <過去に一度も改定していない場合(初回の改定)> $P_n = P_5 \times (CSPI(n-1) / CSPI5)$ <過去に改定したことがある場合(2回目以降の改定)> $P_n = P_r \times (CSPI(n-1) / CSPIr)$	・改定方法については、下表4「光熱水費の改定に用いる指標」を用い、前回改定年(初回の改定時に対しては、令和4年1月から令和4年12月まで)の指数の平均値と比較して3ポイントを超える差が生じた場合又は初回若しくは前回改定時から累積で3ポイントを超える差が生じた場合に、次年度分以降のサービスの対価の改定を行う。 (中略) ・各年度分の光熱水費の改定は、次式によって表されるものとし、支払い時期については、別紙4表4によるものとする。  <過去に一度も改定していない場合(初回の改定)> $P_n = P_5 \times (CSPI(n-1) / CSPI4)$ <過去に改定したことがある場合(2回目以降の改定)> $P_n = P_r \times (CSPI(n-1) / CSPIr)$	
5	5	59	3	(2)				光熱水費(表3)	表3 光熱水費の改定に用いる凡例 CSPI5 令和4年9月から令和5年8月までの消費者物価指数(Consumer Price Index)の年間平均値(確定値)  ※ 改定率 $(CSPI(n-1) / CSPI5)$ 又は $(CSPI(n-1) / CSPIr)$ に小数点以下第3位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。	表3 光熱水費の改定に用いる凡例 CSPI4 令和4年1月から令和4年12月までの消費者物価指数(Consumer Price Index)の年間平均値(確定値)  ※ 改定率 $(CSPI(n-1) / CSPI4)$ 又は $(CSPI(n-1) / CSPIr)$ に小数点以下第3位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。